

協定区域	北区ひよどり台南町2丁目、3丁目の各一部 (裏面 区域図参照)	認可・更新 年月日	認可 2019年3月5日
	面積 70,374.64 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		
用途地域	第1種低層住居専用地域	有効期間	2019年3月5日～2039年3月4日(20年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、当該敷地の造成工事竣工時における区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物の用途は、1戸建ての専用住宅に限る。ただし、以下項目に該当するものは、この限りではない。
- ① 親子等が居住する2世帯住宅。(玄関の数は問わない。)
 - ② 個人経営程度に用する兼用住宅で、運営委員会が隣接建物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたもの。
- (3) 建築物の敷地の地盤面の高さは、当該敷地の造成工事竣工時における設定地盤面の高さを変更してはならない。ただし、造園等のための必要最小限の変更は、この限りではない。
- (4) 2段式ガレージは、道路境界線から1メートル以上離さなければならない。
- (5) 車庫、門扉の扉は、開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- (6) 専有宅地の駐車場の出入口は歩道、フットパス部分に設けてはならない。
- (7) 道路境界に面して垣又は柵を設ける場合は、門柱・門扉・ガレージ出入口部を除き、生垣又は景観に配慮した透過性のあるフェンスとしなければならない。ただし塀又は板塀(以下、「塀等」という。)のうち、下記項目を全て満たすものはこの限りではない。
- ① 高さ1.5メートル以下とする。ただし勝手口目隠し用途については地盤面から開口部分の高さを上限とする。
 - ② 塀等の長さの合計は、ゴミ置場との境界線を除き、5.0メートルかつ道路境界線の3分の1以下とする。ゴミ置場との境界線については、長さの制限の対象外とする。
 - ③ スリット・ホールの入ったデザインウォール又は勝手口目隠しルーバーフェンス等、景観に配慮した構造であること。
- (8) 道路際や敷地内は、積極的に樹木等の保守に努めるとともに、適切な維持管理を怠らないものとする。
- (9) 建築物の外壁及び屋根の基調色は、周辺環境に調和するように、努めなければならない。
- (10) 看板、広告等その他これに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。ただし、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和するように努めなければならない。また、(2)の②に該当する兼用住宅で、運営委員会により認められた必要最低限のものについてはこの限りでない。

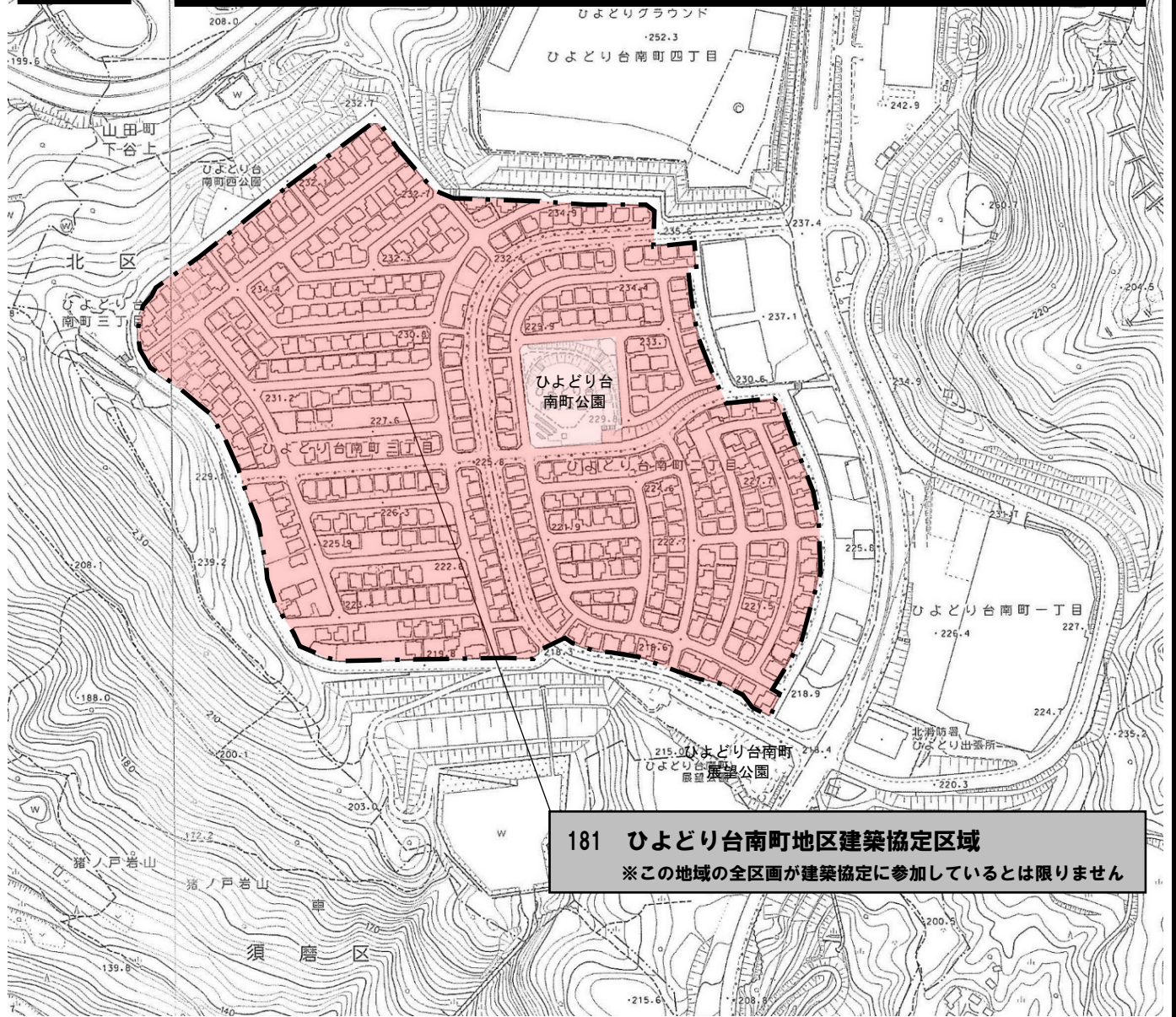
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

181

ひよどり台南町地区



位置図

